平成22年5月27日 日本玩具協会

下記について連絡致します。

「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定

1. ST制度要綱第6条第3項の表中、「日本ゴム風船商工会」を「日本バルーン協会」 に変更する。

(団体の合併により、STマーク使用許諾契約経由団体の変更があったため。)

2. 平成22年5月26日から、改定・実施する。

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱(改定)

【玩具安全マーク使用許諾契約】

第 6 条

(略)

3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を経由して協会とSTマーク使用許 諾契約を締結することができる。

名	称		所	在	地	
(略)						
日本バルーン協会			〒166-0014 東京都杉並区	- 区松の木:	<u>3-12-11</u>	R